

施設専用利用規約

アクアリーナ豊橋

- 1 専用利用時間は営業時間の午前9時から午後9時までです。(利用時間には、準備や片付けの時間も含まれます。)

『プール・スケート・付帯施設共通』 ※トレーニングルームの専用利用はありません。

プールの専用利用について

1. 営業時間外での専用利用は原則致しませんので、営業時間内で申請を提出して下さい。
2. 大会・イベント等で営業時間前に開場したい場合は、受付にお申し出下さい。※時間要相談
3. 50m プール利用区分の 1/10 については、1 団体に付き最大 3 コースまでとさせていただきます。但し、他の専用団体やスクール等が重なる場合は、制限させていただきます。
4. 営業時間内での全面専用利用については、午前 9 時から午前 11 時までと午後 5 時から午後 9 時までとします。※但し、市主催行事やスクール等が重なる場合は協議させていただきます。
5. その他については、施設責任者との協議の上、ご利用下さい。

スケートの専用利用について

「半面専用利用について」

1. 土、日、祝日の半面専用利用については、50 名以上の利用者数に限り許可します。
※但し、市主催行事等に関しては除く。
2. 土曜日については、午前 9 時から午後 1 時までの間で最大 2 時間までとします。
3. 日曜日については、午前 10 時 30 分から午後 1 時までと、午後 6 時から午後 9 時までの間で最大 2 時間までとします。
4. 祝日については、午前の専用利用(年間行事等)が無い限り、午前 9 時から午後 1 時までの間で最大 2 時間までとする。
5. 2~4 については、時間外専用利用で時間が変更となる場合があります。
詳しくは、受付にお尋ね下さい。
6. 平日の半面専用利用については、専用利用(年間行事)の無い時間に限り許可します。
また、時間制限については、施設責任者と協議の上、決定します。
7. 当日の半面専用利用の内容については、事前に責任者と協議の上、決定します。
8. 専用利用は原則として予約時間の 30 分前から入場出来ますが利用は予約時間からとなります。退場は終了時間の 30 分後までに行ってください。
9. 指導者が必要な場合は、事前に責任者と協議の上、決定します。
10. 減免扱いとなる団体については、一般利用者との全面利用が可能な場合もあるため、その都度協議の上、決定します。但し、指導者が必要な場合は半面専用利用とします。
11. その他については、施設責任者との協議の上、ご利用下さい。

「全面専用利用について」

1. 営業時間内での全面専用利用は原則致しません。
2. 営業時間外での全面専用利用は、原則として金・土・日曜日に限り、午後 8 時 45 分から午後 10 時 45 分までとさせていただきます。※時間要相談
(営業時間外の全面専用利用は上記時間の 2 時間扱いとなり、館外への退場時間は午後 11 時までとさせていただきます。)

3. 2以外の曜日(火・水・木曜日)での営業時間外全面専用利用は、原則として午後8時15分から午後9時15分までとさせていただきます。※時間要相談
(営業時間外の全面専用利用は上記時間の1時間扱いとなり、館外への退場時間は午後9時30分までとさせていただきます。)
4. 営業時間前の全面専用利用の取り扱いは市行事、大会、イベントを除いて原則致しません。
5. 専用利用は原則として予約時間の30分前から入場出来ますが利用は予約時間からとなります。退場は終了時間の30分後までに行ってください。
6. 指導者が必要な場合は、事前に責任者と協議の上、決定します。
7. 減免扱いとなる団体については、その都度協議の上、決定します。
8. その他については、施設責任者との協議の上、ご利用下さい。

役員室・会議室の専用利用について

1. 役員室・会議室の席数は各15席となります。(他団体の利用と重ならなければ増設出来ます。最大各20席まで)
 2. スケート営業時におけるスケート靴での貸出は出来ませんので、靴に履き替えてご利用下さい。
 3. プール営業時における水着での貸出は出来ませんので、服に着替えてご利用下さい。
 4. 備品の設置及び搬入において、当施設に郵送又は宅配等を事前に送る場合は、施設責任者との協議の上、ご利用下さい。
 5. 専用利用は原則として予約時間の30分前から入場出来ますが利用は予約時間からとなります。退場は終了時間の30分後までに行ってください。
 6. 減免扱いとなる団体については、その都度協議の上、決定します。
 7. その他については、施設責任者との協議の上、ご利用下さい。
- 2 休館日は次のとおりとなります。
1. 毎週月曜日(ただし、この日が国民の祝日又は振替休日となるときはその日後において最も近い休日でない日)
 2. 営業時間中の専用利用できる日は原則として、休館日(1)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日とします。
 3. 上記の他、清掃その他特別の事情(天災など)により休館する場合がありますので、利用時間内に電話にて確認願います。
- 3 専用利用の際は「専用利用承認申請書」を利用日2ヶ月前から5日前までに受付に提示して下さい。
※ FAX 可、但し最低でも当日までに原本を必ず持参して下さい。利用料は当日、受付にお支払いの上、「利用承認書」をお渡し致します。領収証が必要な方は申し出て下さい。

『施設専用利用について』

- ・金銭受領を目的とした活動ではなく次の要件を備えている団体に限り利用することができます。
- ・企業活動等に利用する場合の利用料は、当該利用料の3倍の額となります。但し、会場準備又は撤去のため当日以外に利用する場合は除きます。

利用の要件

- ・施設の実施するスクーリング等の時間は、自由にご利用頂けるコースが少なく、専用利用が一般の利用者の快適な利用を損ねる可能性がある場合は、専用利用を認めませんのでご了承下さい。
- ・利用者数が10名以上であること。(土・日・祝日の半面専用利用者数を除く。)
※各団体の強化選手は1名以上から許可する。

- ・代表者又は責任者が明確であること。

受付

- ・利用の要件を満たす団体は専用利用承認申請書にてお申込み下さい。専用利用承認申請書は受付にてお渡ししております。申請受付の際には代表者または責任者の住所、電話番号を確認させていただきます。
 - ・保険証、免許証等をご持参下さい。
- 4 施設を利用する場合は、自己の安全のため運動に適した服装でご利用下さい。
 - 5 暴力団関係者及び入れ墨をされている方の入館は固くお断りします。
 - 6 館内は全て禁煙です。またプール・アイスアリーナ1F での食事(給水除く)は禁止します。(飲食テーブル席除く)
※食事については、ロビー、2F 観覧席においてのみ許可します。
利用団体代表者の責任のもと必ずゴミの片付け清掃を行って下さい。
 - 7 無用の場所には、立ち入らないで下さい。また、上履きのまま土足場所にお入り又は土足禁止場所への土足入場はおやめ下さい。
 - 8 施設及び付属設備の移動収納、操作及び利用後の清掃活動は係員の指示を受け、利用者において手伝って頂く場合があります。
 - 9 既設以外の付属設備設置及び移動が必要な場合は、係員の許可を受け、利用者において設置していただく場合があります。
 - 10 椅子、机等を使用される場合は、申請書にその旨を申し出下さい。また、椅子、机を設置する場合は床面保護のため必ず養生シートを敷いた上に置いて下さい。利用後は所定の位置に戻して下さい。
 - 11 所持品は各自の責任において保管して下さい。なお、貴重品は備え付けのコインロッカーをご利用下さい。(盗難において、当施設は一切責任を負いません。キーを紛失された場合は鍵の交換実費 5,250 円を申し受けます。)
 - 12 幼児・児童の保護者や引率の方は、各自の責任においてその保護に努め、危険防止に十分配慮して下さい。
 - (1) 幼児・児童の利用については[利用規約]をご確認の上、ご利用下さい。
 - (2) 2F の観覧席手すり部分には、落下の危険性があるので、絶対に乗り出したり、ぶら下がらないで下さい。
 - 13 正規の手続きによらないで利用目的を変更したり、管理上支障がある場合は利用許可を取り消したり、利用を中止いただくことがあります。
 - 14 施設及び施設用品を故意に破損又は紛失された場合はその修繕及び購入の実費を請求致します。
 - 15 器具庫の中にある用具については、許可無く利用しないで下さい。
 - 16 事故、盗難などトラブルに関して、当施設は一切責任を負いません。
 - 17 利用申請の取り消しや追加がありましたら、至急受付にご連絡下さい。
 - 18 利用申請の取り消しの場合は『利用承認取消願』に記入し、受付まで提出して下さい。
(天災などによる取り消しも同様)

アクアリーナ豊橋 TEL(0532)31-4781 fax(0532)31-4799

附則 平成 21 年 1 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日

施設専用利用までの流れ

アクアリーナ豊橋

